

## 2024 嶺南誘客キャンペーン企画運營業務 企画提案書作成要領

### 1 様式等

- (1) 企画提案書は別紙様式第4号を使用して作成してください。
- (2) 用紙の規格は、原則A4判サイズとします。ただし、これにより難しい場合は、その限りではありません。
- (3) 文章を補完するため、適宜、写真、イラスト等を使用してください。
- (4) 様式に書ききれない場合は、適宜枚数を増やしても構いません。

### 2 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書に記載する項目は、次の事項です。なお、(4)～(9)の項目については、2024 嶺南誘客キャンペーン基本計画に基づき、当キャンペーンの誘客コンセプト「青々吉日」に沿って提案すること。

#### (1) 会社概要

様式に沿って記載してください。

#### (2) 業務担当者

本業務の担当者を把握するためのものです。提出後に当該業務を担当できなくなった場合には選定を取り消すことがありますので、確実に担当できる方の氏名、役職、経験年数、主な実績を当業務にかかる総合調整、映像制作、プロモーション、施策・企画ごとに（兼務可）記載してください。経験年数や主な実績は現在所属する事業所のものに限定せず、広く記入してください。

#### (3) 業務の実績

受託事業または自社事業で実施したキャンペーンなど、福井県や嶺南地域への誘客を図る今回の事業・業務の参考となる業務実績を記入してください。

#### (4) 映像制作（基本計画書 P6～8、P13 参照）

首都圏プロモーションで使用する四季ごとのテーマに沿った映像制作（YouTube、SNS、Instagram、観光冊子等に使用）の一例を挙げ、絵コンテやシナリオなどにより制作イメージを記載してください。

#### (5) 公式PRサイト

四季・テーマごとに嶺南エリアの旅・イベント情報等を紹介する「青々吉日」特設サイト（基本計画書 P5 記載）の構成イメージを記載してください。

(6) 首都圏プロモーション（基本計画書 P6～8 参照）

新幹線開業に向けた各メディアを活用した首都圏プロモーションの展開シナリオを記載してください。

(7) 旅・体験施策（基本計画書 P13 参照）

Instagram を活用した四季のテーマごとの体験投稿の一例を挙げ、絵コンテやシナリオなどにより投稿イメージを記載してください。

(8) 人とつながる施策（基本計画書 P16 参照）

地域で働いてみたい若者に訴求する、「おてつたび」で体験する良いと思われる提案があれば記載してください。

(9) 周遊企画（基本計画書 P17～20 参照）

①新設する食・土産の専用サイトと「ふくいドットコム」（福井県観光連盟公式サイト）や「若狭ONEweb」（若狭湾観光連盟公式サイト）との連携方法を記載してください。

②令和6年度に実施するデジタルスタンプラリー企画（食・寺社仏閣）の話題性のある実施方法を記載してください。

(10) 実施スケジュール等

2(4)～(9)の実施内容に基づき、令和5年度の当業務の実施に関する一連の流れを記載してください。

2(4)～(9)の実施内容に係る経費について、別紙様式第5号を使用して概算見積を示すこと。その際は、業務履行に際して必要な経費等、業務の企画および実施、運営に関する一切の費用を全て見積金額に含むものとする。

(11) 本業務に要する見積価額

消費税及び地方消費税相当額を含む価額及び積算内訳を記載してください。

### 3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出部数及び方法

① 提出部数 原稿1部、複写15部

② 提出期限 令和5年5月2日（火）午後5時（必着）

③ 提出先 福井県嶺南振興局 若狭企画振興室

所 在 〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101番地

TEL 0770-56-2216

④ 提出方法 持参または郵送等

(持参の場合は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送等の場合は、簡易書留等配達記録が可能な手段とする。)

(2) その他

- ① 企画提案に関する一切の経費は応募者負担とします。
- ② 提出後における企画提案書類の追加および変更は認めません。
- ③ 企画提案書の作成のために提供した資料及び提出された企画提案書は、2024嶺南誘客キャンペーン実行委員会の了解なく公表または使用しないでください。

**4 企画提案書に関するプレゼンテーション**

プロポーザル審査会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施します。(プレゼンテーションの詳細な時間や場所等は別途通知します。) なお、プレゼンテーションに参加しなかった者の企画提案書は無効とします。

**5 問い合わせ窓口**

本事業の企画提案に関する問い合わせ窓口は、3 (1) ③と同じです。